

改正フロン排出抑制法に関する説明会

令和2年4月1日より改正フロン排出抑制法が施行されます。これにより、ユーザーが対象機器（業務用のエアコンや冷蔵庫）を捨てる際にフロン類を回収しないと即座に刑事罰の対象となること、建物解体業者等が解体前に機器の有無を確認した記録を保存することが義務づけられること、また廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済証明を確認し、確認できない機器の引取りが禁止となるなど、機器廃棄時におけるフロン類の回収が確実にされるための仕組みが導入されます。

本説明会では、法改正の内容を中心に機器のユーザー、建物解体業者、廃棄物・リサイクル業者などが実施すべきポイントをわかりやすくご説明させていただきますので、関係者の方々は是非ご参加ください。

1 開催日時

第1回 令和2年2月17日（月） 午後2時～午後4時 【和歌山会場】

第2回 令和2年3月19日（木） 午後2時～午後4時 【田辺会場】

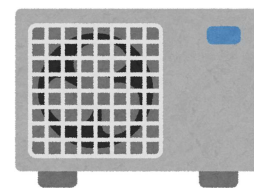
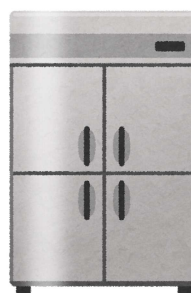
2 会場

【和歌山会場】 和歌山県自治会館 2階会議室（定員100名 先着順）
（和歌山市茶屋ノ丁2-1）

【田辺会場】 和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室2（定員80名 先着順）
（田辺市新庄町3353-9）

3 主な対象者

- ◆業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵庫のユーザー
- ◆建物解体業者
- ◆廃棄物・リサイクル業者



4 受講料

無 料

5 申込方法・問い合わせ先

郵送、FAX 又は e メールで参加者の所属、氏名、連絡先、希望される会場名を記載の上、和歌山県環境管理課企画指導班あてにお申し込み下さい。（裏面の申込書を御活用ください。）

なお、お申し込みは先着順に受け付け、定員に達し次第、受け付けを終了します。

《申込先・問い合わせ先》

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県環境管理課企画指導班

TEL 073-441-2688 FAX 073-441-2689

e-mail e0321001@pref.wakayama.lg.jp

主催 和歌山県

改正フロン排出抑制法に関する説明会 申込書

所 属 (会社名)			
(部署名)			
氏 名			
電 話		F A X	
会場名 (希望の会場を○で囲んで下さい)	・ 令和 2 年 2 月 17 日 (月) 【和歌山会場】	・ 令和 2 年 3 月 19 日 (木) 【田辺会場】	

《宛先》

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 和歌山県環境管理課企画指導班
FAX 073-441-2689
e-mail e0321001@pref.wakayama.lg.jp

会場へのアクセス

【和歌山会場】

和歌山県自治会館 (和歌山市茶屋ノ丁 2-1)

- バスの場合 JR 和歌山駅から和歌山バスで「真砂町」へ 約 10 分
南海和歌山市駅から和歌山バスで「真砂町」へ 約 10 分
「真砂町」バス停から会場まで徒歩約 3 分
- 車の場合 会場内の駐車場が少ないため、満車の場合は近隣の駐車場 (有料) をご利用下さい。

【田辺会場】

和歌山県立情報交流センター Big・U (田辺市新庄町 3353-9)

- 電車の場合 JR 白浜駅下車 タクシーで約 10 分
- バスの場合 Big・U を経由するバスはありません。
最寄りのバス停は明光バス「南和歌山医療センター前」となります。
「南和歌山医療センター前」バス停から会場まで徒歩約 9 分 (約 700m)
最寄りバス停から徒歩の方は連絡橋出入口からの入館がおすすめです。
- 車の場合 駐車場完備 利用料無料